

## 子の看護休暇・介護休暇にかかる改正について

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、令和3年1月1日からは、1日の所定労働時間数が短い労働者についても、「子の看護休暇」及び「介護休暇」を1時間単位で取得できることとなります。

これに伴い、本法人教職員にかかる「子の看護休暇」及び「介護休暇」の取得要件等について、次のとおり改正します。

### 1 対象者

短時間勤務教職員及び臨時雇用職員のうち、1週間の所定勤務日数が3日以上  
以上の教職員

### 2 改正内容

「子の看護休暇」及び「介護休暇」について、1時間単位で取得することができるものとする。（半日単位での取得は廃止）

なお、当該特別休暇を1時間単位で取得する場合は、1日分の特別休暇に相当する時間数を1日の所定勤務時間数（日によって所定勤務時間数が異なる場合は、1日の平均所定勤務時間数とし、1時間未満の端数がある場合は1時間とする。）とする。

（参考）子の看護休暇・介護休暇の取得単位について「新旧対照表」

### 3 実施時期

令和3年1月1日